旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱 新旧対照表 改正前 改正後 (目的) (目的) 第1条 この要綱は、旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号。以下「法」とい 第1条 この要綱は、旅館業法(昭和32年7月12日法律第138号。以下「法」とい う。)第3条第3項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土 う。) 第3条第3項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土 地を含む。) の周囲おおむね 100 メートルの区域内において、旅館業を営業するため 地を含むものとする。) の周囲おおむね 100 メートルの区域内において、旅館業を の建造物(以下「当該施設」という。)を建築しようとする者及び旅館業を営業しよ 営むための建造物を建築(以下「当該施設」という。)しようとする者及び旅館業を うとする者に対し、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第6条に基づ 経営しようとする者に対し、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)第6 く建築確認申請書が提出される以前において、当該施設が学校等の施設環境を著し 条に基づく建築確認申請書が提出される以前において、当該施設が学校等の施設環 く害するおそれがあるかどうかについて的確な事前指導を図ることにより、学校等 境を著しく害するおそれがあるかどうかについて的確な事前指導を図ることによ の施設の清純な環境を保持することを目的とする。 り学校等の施設の清純な環境を保持することを目的とする。 (同意) (同意) 第2条 当該施設を建築しようとする者及び完成後に当該施設を用いて旅館業を営業 第2条 当該施設を建築しようとする者及び完成後旅館業を経営しようとする者(以 しようとする者(以下「建築主等」という。)は、あらかじめ施設を建築しようとす 下「建築主等」という。) は、あらかじめ建築しようとする場所を所管する保健所長 (以下「所管保健所長」という。) の同意を得なければならない。 る場所を所管する保健所長(以下「保健所長」という。)の同意を得なければならな 1 (届出) (届出)

第3条 建築主等は、保健所長あてに当該施設の概要等を別記第1号様式により届け出なければならない。

(保健所長の手続き)

- 第4条 前条にかかる届出<u>があったとき、保健所長は、</u>当該施設が学校等施設環境を著しく害するおそれがあるかどうかについて、法第3条第4項に規定するものの意見を求めなければならない。
- 2 <u>前項の規定は、</u>当該施設<u>の建築</u>が完了した<u>後、</u>前条に<u>かかる</u>届出事項と異なると認められる場合において準用する。

第3条 <u>前条に基づく同意を受けようとする者は当該施設を建築しようとする場所を所管保健所長に</u>、別記第1号様式により届け出なければならない。

(所管保健所長の手続き)

- 第4条 <u>所管保健所長が</u>前条による届出<u>の提出を受けたときは</u>、当該施設が学校等施 設環境を著しく害するおそれがあるかどうかについて、法第3条第4項に規定する ものの意見を求めなければならない。
- 2 当該施設が完了した<u>とき或いは営業開始において</u>前条に<u>よる</u>届出の記載事項と 異なると認められた場合においても前項と同様とする。

(涌知)

(通知)

第5条 保健所長は、法第3条第4項に規定する者の意見に基づき、第2条による同意|第5条 所管保健所長は、法第3条第4項に規定するものの意見に基づき第2条によ の可否を決定し、建築主等に別記第2号様式又は別記第3号様式により通知するもの とする。

附則

この要綱は、昭和51年9月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式

第1号様式

保健所長 様

年 月 日

届出者 旅館業営業施設を建築しようとする者

住 所 氏 名

(届出者が法人の場合は、名称及び

代表者の職・氏名)

生年月日 年 月 日

届出者 旅館業を営業しようとする者

住 所

氏 名

(届出者が法人の場合は、名称及び

代表者の職・氏名)

る同意の可否を決定し、建築主等に別記第2号様式又は別記第3号様式により通知す るものとする。

附則

この要綱は、昭和51年9月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式

第1号様式

保健所長様

届出者 旅館を建築しようとする者 届出者 旅館業を経営しようとする者

> 住 所 氏 名

生年月日 年 月 日

年 月

日

生年月日 年 月 日

届 出 書

「旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱」第2条による同意を得た<u>いので</u>、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 建築物の概要

(1) 旅館<u>業を営業するための建造物</u>の周囲おおむね100メートル区域内に所在する 学校等との距離を明らかにした図面 別添のとおり

(2) 建築物の構造設備の概要を明らかにした図面 別添のとおり

2 建築物の内容

- (1)建築物の外装の色彩
- (2) 窓のしゃへいの構造及びカーテンの色彩
- (3) 広告、看板等の大きさ、字体、内容、色彩等
- (4) ネオンサインを設置する場合、その大きさ、字体、色彩等
- (5) 屋外照明の位置、照明器具の種類等
- (6) 窓ガラスの種類(透明、不透明その他)
- (7) その他
- 3 営業内容
- (1) 宿泊者に対する対応状況
- (2) 客室を休憩に利用させる場合、その対応状況
- (3) 客室を宿泊、休憩以外に利用させる場合、その対応状況
- (4) その他
- 4 その他の事項
- (1) 駐車場及びその出入口
- (2) 植樹、庭園、緑地等の内容

届 出 書

「旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱」第2条による同意を得た<u>く</u>、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 建築物の概要

(1) 旅館<u>設置場所</u>の周囲おおむね 100 メートル区域内に所在する学校等との距離を明らかにした図面

(別添)

- (2) 建築物の構造設備の概要を明らかにした図面<u>(別添)</u> (注)(1)、(2)は、測量士、土地家屋調査士、建築士等が署名捺印したものである こと
- 2 建築物の内容
- (1) 建築物の外装の色彩
- (2) 窓のしゃへいの構造及びカーテンの色彩
- (3) 広告、看板等の大きさ、字体、内容、色彩等
- (4) ネオンサインを設置する場合、その大きさ、字体、色彩等
- (5) 屋外照明の位置、燭光、器具の種類等
- (6) 窓ガラスの種類(透明、不透明その他)
- (7) その他
- 3 経営内容
- (1) 宿泊者に対する対応状況
- (2) 客室を休憩に利用させる場合、その対応状況
- (3) 客室を宿泊、休憩以外に利用させる場合、その対応状況
- (4) その他
- 4 その他の事項
- (1) 駐車場及びその出入口
- (2) 植樹、庭園、緑地等内容

- (3) 飲食店等の併設施設がある場合は、その内容
- (4) その他

(備考)

- 1 届出書は、旅館業を営業するための建造物を建築しようとする者及び旅館業を営 業しようとする者が連署すること。
- 2 営業しようとする者が未定の場合は、建築しようとする者のみとし、営業内容の項 ② 経営しようとする者が未定の場合は、建築しようとする者のみとし、経営内容の は除くものとする。その後、営業しようとする者が決定した場合は、その者が届出者 となり、営業内容及びその他の必要事項を記入して届け出ること。
- 3 「1 建築物の概要」に掲げる図面は、測量士、土地家屋調査士及び建築士等が記 名押印したものであること。

第2号様式

年 月 \exists

保健所長

「旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱」第2条に基づく同意について

年 月 日付けで提出のあった上記の届出書については、その届出内 容に同意します。

(ただし、下記の条件を付します。)

記

- (3) 飲食店、喫茶室、公衆浴場、遊技場等の併設施設がある場合は、その内容
- (4) その他

(備考)

- ① 届出書は、旅館を建築しようとする者と、旅館業を経営しようとする者が連署す るものとする。
- 項は除くものとする。その後、経営しようとする者が決定した場合は、その者が届 出者となり、経営内容及びその他の事項中、必要事項を記入して届出するものとす

第2号様式

年 月

様

保健所長

「旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱」 第2条に基づく同意について

年 月 日付けで提出のあった上記の届出書については、その届出内 容に同意します。

(ただし、下記の条件を付します。)

記

第3号様式				第3号様式			
310 2195	第		号		第		号
	年	月	日		年	月	日
	_)1	Н			71	Н
様				様			
保健所長		(EII)		保健所長			
「旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱」第2条に基づく同意について			「旅館業にかかる学校等施設環境保持要綱」 第2条に基づく同意について				
年 月 日付けで提出のあった上記の届出書については、下記1の理由により同意できません。 したがって、届出内容のとおり建造物が建築された場合、旅館業営業許可はできませんので、下記2のとおり計画を変更してください。			年 月 日付けで提出のあった上記の届出書については、下記1の理由により同意できません。 したがって、届出内容のとおり建築物が完成されても旅館業による営業許可はできませんので、下記2のとおり計画を変更してください。				
記				記			
1 同意できない理由				1 同意できない理由			
2 計画を変更すべき点				2 計画を変更すべき点			